

入間東部地区事務組合告示第2号

行政財産の貸付けを制限付一般競争入札により行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和8年1月5日

入間東部地区事務組合管理者 星野光弘

本組合では、行政財産の有効活用を図り、自主財源の確保並びに公共サービス及び職員の福利厚生の向上を目的として、組合施設内に設置する飲料水等の自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置事業者を次のとおり募集し、一般競争入札により決定する。

1 入札対象

(1) 件名

入間東部地区事務組合施設内自動販売機設置場所の貸付け

(2) 貸付場所

自動販売機設置場所貸付けに係る仕様書（以下「仕様書」という。）に示すとおりとする。

(3) 貸付期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

(4) 条件等

一般競争入札による入間東部地区事務組合施設内自動販売機設置事業者募集要項（以下「募集要項」という。）及び仕様書に示すとおりとする。

(5) 根拠

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条の4第2項第4号の規定による自動販売機を設置するための貸付けとする。

2 入札に参加できる者の資格等

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 法人にあっては埼玉県内に本店、支店又は営業所を有していることとし、法人格を持たない団体及び個人にあっては富士見市、ふじみ野市又は三芳町内で事業を営んでいること。

(2) 自動販売機の設置業務において、自ら管理及び運営する実績を3年以上有すること。

(3) 国又は地方公共団体（地方職員共済組合等を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を過去2年間に数回（数か所）以上において、全て誠実に履行していること。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び第2条第6号に規定する暴力団員が経

當に実質的に関与していると認められる者でないこと。

- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に定める処分の対象となっている団体及び構成員でないこと。
- (6) 県税及び市（町）税を滞納していないこと。
- (7) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (8) 破産法（平成16年法律第75号）の定めるところによる破産手続開始の申立てをしていない者であること、会社更生法（平成14年法律第154号）の定めるところによる更生手続開始の申立てをしていない者であること及び民事再生法（平成11年法律第225号）の定めるところによる再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (9) 極めて悪質な談合・独占禁止法違反行為により組合構成市町（富士見市・ふじみ野市・三芳町）の競争入札参加資格を抹消された者については、当該抹消の日から2年を経過していること。
- (10) 入間東部地区事務組合の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成30年告示第7号）に定める入札参加停止の措置及び入間東部地区事務組合の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成30年告示第22号）に定める入札参加除外の措置を受けていない者であること。

3 入札参加申込書等の提出

(1) 提出書類

入札参加を希望する者は、提出期間内に入札参加資格申請書（様式第1号）のほか、募集要項4(3)に定める必要書類を組合に提出しなければならない。

なお、提出期間内に提出しない者は、本件入札に参加することができない。

(2) 提出期間

令和8年1月5日（月）から1月30日（金）までの午前9時から午後5時までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(3) 提出方法

持参による提出とし、郵送、電子メール又はファクシミリによる提出は認めない。

なお、提出時において、事前に電話で持参する日時を組合に伝えること。

(4) 提出場所

入間東部地区事務組合事務局総務課

埼玉県ふじみ野市大井中央一丁目1番19号

電話番号 049-261-4891（直通）

4 質問方法等

(1) 質問方法

本件に関する質問は、令和8年1月5日（月）から1月16日（金）正午までに質問書（様式第5号）により、原則として電子メール又はファクシミ

りで提出すること。

なお、現場説明会は開催しない。ただし、現場確認を必要とする場合は、電話連絡により日時を決定し、質問期間内に限り実施することができる。

(2) 質問書提出先

ア 募集要項に関すること

入間東部地区事務組合事務局総務課

電子メールアドレス jimukyoku@irumatohbu119.jp

ファクシミリ番号 049-261-4395

イ 仕様書に関すること

入間東部地区事務組合消防総務課

電子メールアドレス shobo@irumatohbu119.jp

ファクシミリ番号 049-261-4395

(3) 回答方法

質問の回答は、原則として質問者に対し電子メール又はファクシミリで個別に回答するものとするが、全ての入札参加希望者に共通する質問の回答は、組合において取りまとめた上、令和8年1月23日（金）までに組合ホームページにおいて掲載するものとする。

5 入札方法等

(1) 設置予定事業者の決定

入札参加資格要件を満たし、必要書類が適正に提出された者のうち、入札金額が予定価格以上で、かつ、最も高い金額を提示した者を落札者（以下「設置予定事業者」という。）とする。

なお、2者以上が設置予定事業者となるべき同額の入札をした場合は、くじにより決定する。この場合において、当該入札者は、くじを引くことを辞退することができない。

(2) 入札日時及び場所

ア 日時 令和8年2月10日（火）午前10時30分から

イ 場所 入間東部地区事務組合会議室（3階）

埼玉県ふじみ野市大井中央一丁目1番19号

(3) 入札方法

ア 入札書（様式第3号）は、入札用封筒に封入の上で割り印し、封筒表面に件名等の必要事項を記載すること。

イ 入札は、物件ごとに実施する。

ウ 1つの施設に複数台自動販売機を設置する施設（消防本部・西消防署及び東消防署）については、1事業者1台までの設置とする。同一施設において複数台申し込みをしたとしても、設置予定業者となった時点で同一施設における以降の入札参加資格を失うものとする。

エ 入札回数は1回とし、再度の入札は行わない。

オ 都合により入札を辞退する場合は、入札参加辞退届（様式第6号）を入札執行日2日前までに組合に提出すること。

なお、入札参加辞退届は、郵送での提出を可能とするが、期日までの必着とする。

(4) 入札保証金

入間東部地区事務組合契約規則（平成30年規則第45号。以下「規則」という。）第7条第1項第4号の規定により免除とする。

(5) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、年額とし、当該年額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税相当額を控除した金額）を記載すること。

なお、賃貸借契約額については、入札書に記載された年額に100分の10に相当する額（消費税及び地方消費税相当額）を加算した金額（当該年額に1円未満の端数がある場合は、その端数を控除した金額）を当該契約額とする。

(6) 入札参加者の証明

ア 入札参加者が本人の場合は、名刺を提出する。

イ 入札参加者が代理人の場合は、委任状（様式第4号）を提出する。

6 失格に関する事項

入札参加者が次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 入札開始時間において、入札会場に本人又は代理人が不在のとき。

(2) 入札書に記載された金額が、予定価格未満の金額であったとき。

7 無効な入札等

(1) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者によるもの

イ 委任状の提出がない代理人によるもの

ウ 不正行為によるもの

エ 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、又は不明確なもの

オ 入札書の記名押印を欠くもの

カ 入札書の金額を訂正したもの

キ 入札執行職員の指示に従わないなど、入札会場の秩序を乱した者によるもの

(2) その他

提出した書類は、提出期限の経過後は書き換え、差し替え又は撤回をすることができない。

8 契約

(1) 設置予定事業者は、令和8年2月27日（金）までに、契約書を記名押印の上で組合に提出し、賃貸借契約を締結するものとする。

なお、設置期間は貸付期間とし、契約日から設置日までは準備期間とする。

- (2) 契約保証金は、規則第25条第3号の規定により免除とする。

9 設置予定事業者の公表について

設置予定事業者と契約を締結したときは、次に掲げる事項を組合ホームページに掲載するものとする。

- (1) 公募自動販売機数
- (2) 公募参加者数
- (3) 設置事業者との契約締結日
- (4) 設置事業者名
- (5) 入札結果

10 設置予定事業者の決定の取消し等

- (1) 設置予定事業者が次のいずれかに該当する場合は、当該設置予定事業者としての決定を取り消すものとする。

ア 上記8(1)に示す期日までに契約書が組合に提出されなかったとき。

イ 提出書類の内容に虚偽があったとき。

ウ 上記2に規定する資格を失ったとき。

エ 著しく社会的信用を失う行為等により設置予定事業者として相応しくないと組合が判断したとき。

- (2) 上記(1)により設置予定事業者の決定を取り消したとき、及び設置予定事業者が契約を締結しないときは、入札において次点であった者（予定価格以上の者に限る。）と随意契約交渉を行うものとする。

11 その他

- (1) この公告に定めのない事項は、法、政令及び規則の定めるところによる。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置及び現に受けている行政財産使用許可の取消しを行うことがある。